

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 中部電力株式会社
代表者及び住所 愛知県名古屋市東区東新町1
代表取締役 林 欣吾
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。
5. 指名停止措置理由 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 中部電力ミライズ株式会社
代表者及び住所 愛知県名古屋市東区東新町1
代表取締役 大谷 真哉
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力ミライズ株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。
5. 指名停止措置理由 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力ミライズ株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 関西電力株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市北区中之島3-6-16
代表執行役 森 望
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月28日から令和5年5月27日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、関西電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。
5. 指名停止措置理由 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、関西電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 中国電力株式会社
代表者及び住所 広島県広島市中区小町4-33
代表取締役 瀧本 夏彦
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中国電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。
5. 指名停止措置理由 : 公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中国電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)